

魚津市告示第61号

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱の一部改正に  
ついて

魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付要綱（令和3年魚津市告示第  
40号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月21日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 - 第3条 (略) (補助対象住宅)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 住宅取得額が100万円以上(消費税及び地方消費税相当額を除く。)であること。 (3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 - 第11条 (略) (交付申請及び実績報告)</p> <p>第12条 認定者は、事業完了の日から起算して1月を経過する日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し(新築住宅又は建売住宅の場合) (3) - (6) (略) (7) 建物(工事)引渡書の写し(新築住宅の場合) (8)・(9) (略)</p> <p>第13条 - 第16条 (略) 様式第1号 - 様式第7号 (略)</p>	<p>第1条 - 第3条 (略) (補助対象住宅)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) (略) (2) 住宅取得額が100万円以上であること。  (3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条 - 第11条 (略) (交付申請及び実績報告)</p> <p>第12条 認定者は、事業完了の日から起算して1月を経過する日又は事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市居住誘導区域住宅取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し (3) - (6) (略) (7) 建物(工事)引渡書の写し (8)・(9) (略)</p> <p>第13条 - 第16条 (略) 様式第1号 - 様式第7号 (略)</p>

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。